

部門財務情報の作成基準

1. 前文

本基準は、新規上場申請者が有価証券上場規程施行規則（以下、「施行規則」という。）の規定により提出する会社分割により承継の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（施行規則第204条第1項第14号、第204条第1項第19号b(a)、第205条第1項第1号a(e)、第205条第1項第1号b(c)、第220条第1項第1号a(e)、第229条の3第1項第1号、第229条の3第1項第3号b(a)、第229条の4第1項第1号a(e)）及び譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（施行規則第204条第1項第16号、第204条第1項第19号d(a)、第229条の3第1項第1号、第229条の3第1項第3号d(a)）の作成方法を定めるものである。

2. 部門財務情報の作成に関する留意事項

部門連結財務情報（部門連結貸借対照表及び部門連結損益計算書）及び部門個別財務情報（部門貸借対照表及び部門損益計算書）は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて作成する。部門連結財務情報及び部門個別財務情報の作成に関する留意事項は以下に定めるとおりとする。

承継の対象となる部門が子会社株式を有していない場合や承継する部門が継続開示会社以外からである場合等、当取引所が部門連結財務情報の作成を要しないと認める場合には部門個別財務情報のみを作成する。

譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類については、以下の本基準中「分割会社」とあるのは「事業譲受け会社」又は「事業譲渡会社」と、「承継対象部門」とあるのは「譲受け対象部門」又は「譲渡対象部門」と読み替える。

（1）部門連結財務情報の作成に関する留意事項

① 部門共通資産及び負債の処理方法

a. 部門共通資産及び負債の意義

部門共通資産及び負債とは、分割会社の資産及び負債のうち、分割会社の特定の部門に帰属させることができない資産及び負債をいう。

b. 部門共通資産及び負債の配賦

部門共通資産及び負債は、合理的な基準によって承継対象部門に配賦し、配賦した金額を部門連結貸借対照表上の該当する資産及び負債科目に含めて計上する。部門共通資産及び負債の配賦額は、主要な科目ごとにその金額を注記する。

採用した配賦基準については、主要な配賦対象資産及び負債科目ごとにその内容を注

記する。配賦基準については、例えば、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を参考として決定することができる。

c. 配賦しなかった共通資産及び負債の内容及びその理由

合理的な配賦基準が決定できない場合には、部門共通資産及び負債を配賦することによって部門貸借対照表が承継対象部門の財政状態を適正に反映しないこととなるので、部門共通資産及び負債を配賦しないこととする。この場合には、配賦しなかった部門共通資産及び負債の内容、金額及び合理的な配賦基準が決定できなかったために部門共通資産及び負債を配賦しなかった旨を記載する。

② 部門共通損益の処理方法

a. 部門共通損益

分割会社の損益のうち、分割会社の特定の部門に直課できない損益を部門共通損益という。

b. 部門共通損益の配賦

部門共通損益は、合理的な基準によって承継対象部門に配賦し、部門連結損益計算書の損益科目に含めて計上する。部門共通損益の配賦額は、主要な科目ごとにその金額を注記する。

採用した配賦基準については、主要な配賦対象損益科目ごとにその内容を注記する。

配賦基準については、例えば、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を参考として決定することができる。

c. 配賦しなかった共通損益の内容及びその理由

合理的な配賦基準が決定できない場合には、部門共通損益を配賦することによって部門損益計算書が承継対象部門の経営成績を適正に反映しないこととなるので、部門共通損益を配賦しないこととする。

この場合には、配賦しなかった部門共通損益の内容、金額及び合理的な配賦基準が決定できなかったために部門共通損益を配賦しなかった旨を記載する。

③ 所得を課税標準とする税金費用の処理方法

法人税、住民税及び事業税（所得を課税標準としないものを除く）等の所得を課税標準とする税金費用は、分割会社の法定実効税率を税金等調整前当期純利益に乗じて算定した金額を計上し、法定実効税率を税金等調整前当期純利益に乗じて算定している旨及び法定実効税率を注記する。

④ 有利子負債に係る支払利息の処理方法

有利子負債に係る支払利息については、承継対象部門が負担すべき金額を合理的な方法によって算定して計上し、当該算定方法を注記する。

(2) 部門個別財務情報の作成に関する留意事項

部門個別財務情報の作成にあたっては、上記(1)部門連結財務情報の作成に関する留意事項に従う。

3. 部門財務情報作成のための基本となる重要な事項の注記

(1) 部門連結財務情報の注記

① 部門連結財務情報の性格に関する注記

部門連結財務情報は、承継対象部門の財政状態及び経営成績を表示するために、株式会社東京証券取引所の定める規則に準拠して作成されたものであり、法的に独立した企業の連結財務諸表とは異なる旨を、注記事項の冒頭に記載する。

② 部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項の注記

部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項として、連結財務諸表規則第13条に準じて以下の事項を注記する。

- a. 連結の範囲に関する事項
- b. 持分法の適用に関する事項
- c. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- d. 会計方針に関する事項

会計方針については、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の「重要な会計方針に関する注記」に例示されている会計方針を注記する。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

③ 内部取引の概要の注記

内部取引とは、承継対象部門と分割会社内の他の部門との間の取引をいう。部門連結財務情報に含まれている重要な内部取引について、以下の事項を注記する。

- a. 内部取引の内容
- b. 取引価格の決定方法等の取引条件
- c. 開示対象事業年度における取引金額及び当該取引から発生した債権債務の期末残高

④ 重要な後発事象の注記

部門連結貸借対照表日後、承継対象部門の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

⑤ 追加情報の注記

この基準において特に定める注記のほか、投資者が承継対象部門の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(2) 部門個別財務情報の注記

部門個別財務情報の作成にあたっては、上記(1)②a、b、cに定める部門連結財務情報作成上の固有の事項を除いて、上記(1)部門連結財務情報の注記に定める事項を注記する。

4. 部門財務情報の様式

(1) 部門連結財務情報の様式

部門連結財務情報は連結財務諸表規則第17条第2項に規定する様式第四号及び連結財務諸表規則第48条第2項に規定する第五号に準じて作成する。

(2) 部門個別財務情報の様式

部門個別財務情報は財務諸表等規則11条第2項に規定する第五号様式及び財務諸表等規則第69条第2項に規定する様式第六号に準じて作成する。

以上